

平成24年(ヨ)第262号・同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

2012年8月13日

大阪地方裁判所 第1民事部 合議係 御中

債権者ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲124	第5回 原子力安全 委員会 発電用原子炉施設 の安全性に関する 総合的評価検討会 速記録	写し H24.3.13	原子力安 全委員会	この議事録23～24頁において債務者の主張を紹介しているだけであり、債務者の主張する1.88秒の数字及び算定方法について原子力安全・保安院が実施を求めてきた耐震バックチェックにおいても提示しておらず、原子力安全・保安院の審査や評価すら受けていない。	